

## 【大蔵委員会】

### (1) 審議概観

第134回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出の2法律案であり、いずれも成立した。

また、本委員会付託の請願12種類197件は、いずれも保留となった。

#### [法律案の審査]

我が国の経済は、ここ数年間低成長を続けており、平成7年度の実質GDPの対前年度比の伸び率が1%台にとどくかどうか微妙な情勢である。仮に1%を下回れば、平成4年度(0.3%)、5年度(-0.2%)、6年度(0.5%)に続いて4年連続して1%以下の低成長となる。

このような経済状況を反映して国の税収も低迷している。平成3年度から4年連続して税収決算が前年度割れとなり、平成4年度、5年度と2年続けて決算上の不足が生じた。平成6年度においては、第1次、第2次補正予算で当初予算の税収見積りを減額した結果、決算の税収額は第2次補正で見込んだ額を上回った。この他、歳出不用額等があったため、6年度の財政法第6条の純剰余金は6,077億円となった。

平成6年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律案は、以上のような背景の下に提出され、賛成多数で可決、成立した。

本法律案には2つの内容が含まれている。

第1は、平成6年度の剰余金6,077億円についての処理である。本法律案は、「各年度の歳入歳出の決算上の剰余金の2分の1を下らない金額を公債の償還財源に充てなければならない」と定めている財政法の特例を設け、当該剰余金を一般会計の財源に充てる（実質的には、平成5年度の決算上不足のため決算調整資金から繰り入れられた資金への繰戻しに充てる）こととしている。

第2は、平成7年度における2,110億円の新たな特例公債を発行するための特例を設けるものである。当該特例公債は、本年9月20日の政府の経済対策を受けて作成された平成7年度第2次補正予算の歳入のうち、特例公債で賄うとされた分である。

委員会においては、公債依存度を5%にすることを中期的な財政上の目標としていることが問われた。すなわち、平成3年度以降の経済構造はバブル以前とは全く異っており、公債依存度を5%にするという実現不可能な目標を掲げるのではなく、現在の経済構造に合った新たな目標が設定されるべきではないかというものであった。これに対して、大蔵省から、「これから経済の姿については経済審議会で審議しているが、経済の展望と財政がかかわってくる点

は否定できない。また、財政制度については、財政制度審議会に新たに設置された小委員会において、我が国の経済・財政状況、財政に期待される役割、高齢化社会を展望した財政バランスの回復の必要性、公債発行のコスト等について議論が深まっていくものと承知している」との答弁がなされた。

ところで、我が国の株式市場は、バブルが崩壊した後長期的に低迷を続けており、市場活性化のための対策が求められている。平成6年度において、企業の自己株式の取得を緩和する商法改正、インサイダー取引規制、自己株式の取得状況の開示等を定める証券取引法の改正が行われた。これらの法律改正により、企業が自社株買い・消却を行うことができる環境が整い、多数の企業が実施することが期待された。ところが、税制上は、企業が利益をもって株式の消却を行うことは、利益積立金の資本組入れと同様に評価され、残存株主にみなし配当課税がなされる。平成6年度の租税特別措置法改正において、みなし配当課税に対する源泉徴収制度の不適用措置が設けられたものの、こうした仕組みそのものは変更されなかった。結局、自社株買い・消却を行う企業は出現しなかったが、その理由はこのような税法上の仕組みにあると考えられた。そのため、9月20日の政府の経済対策においては、証券市場活性化策として「自己株式の利益消却の場合のみなし配当課税の特例措置を講ずることとし、次期臨時国会に所要の法律案を提出する」ことが盛り込まれた。

租税特別措置法の一部を改正する法律案は、以上のような経緯を踏まえて提出され、賛成多数で可決、成立した。

その内容は、上場会社等が法律施行の日から平成11年3月31日までの間に、利益をもってする株式の消却を行った場合にみなし配当課税の規定を適用しないとする特例を設けるものである。

委員会においては、今後自社株消却を行う企業の見通しが問われ、大蔵省から、「通産省のアンケート調査で7割の企業がこの問題について関心を持っているということなので、数多くの会社で利益消却が行われるように私どもとしても努力したい」との答弁がなされた。

### 〔国政調査等〕

委員会の国政調査の一環として、地方における経済・財政・金融情勢、税務行政の状況等に関する実情調査を目的に、8月29日から31日までの3日間（第133回国会閉会後）石川県及び富山県に委員派遣を行い、その派遣委員の報告が10月18日に行われた。

報告では、北陸財務局、金沢国税局、金沢国税不服審判所及び日本たばこ産業株式会社金沢支店からそれぞれ管内の概況説明を聴取するとともに、北陸の金融機関との意見交換を行ったほか、若鶴酒造を始め地場産業を視察した旨の

概要説明があった。

## (2) 委員会経過

### ○平成7年10月18日（水）（第1回）

- 租税及び金融等に関する調査を行うことを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 平成6年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例等に関する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）について武村大蔵大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。  
(閣法第3号) 賛成会派 自民、平成、社会  
反対会派 共産

### ○平成7年11月9日（木）（第2回）

- 租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）について武村大蔵大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。  
(閣法第1号) 賛成会派 自民、平成、社会  
反対会派 共産

### ○平成7年12月14日（木）（第3回）

- 請願第38号外196件を審査した。
- 租税及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

## (3) 付託議案審議表

### ・内閣提出法律案（2件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	租税特別措置法の一部を改正する法律案	衆	7. 9.29	7. 11. 8	7. 11. 9 可 決	7. 11. 10 可 決	7. 10. 19	7. 10. 31 可 決	7. 10. 31 可 決
					○ 7. 11. 8 参本会議趣旨説明		○ 7. 10. 19 衆本会議趣旨説明		
3	平成6年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例等に関する法律案	〃	10. 4	10. 13	10. 18 可 決	10. 18 可 決	10. 11	10. 13 可 決	10. 13 可 決

## (4) 成立議案の要旨

### 租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第1号）

#### 【要 旨】

本法律案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、株式市場の活性化の観点から、上場会社等による利益をもってする株式の消却の促進を図るため、上場会社等が、この法律の施行の日（公布の日）から平成11年3月31日までの間に、株式の利益消却を行った場合のみなし配当について、特例措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 公開買付けに応じた個人株主に対するみなし配当課税の特例

公開買付けによる株式の消却に応じた個人株主が交付を受ける金銭の額のうち資本等の金額に対応する金額を超える部分の金額については、みなし配当課税を行わず、株式の譲渡による所得として課税する。

#### 2 残存株主に対するみなし配当課税の特例

その消却された株式に対応する資本の金額のうち消却されなかった株式に対応する部分の金額については、みなし配当課税を行わない。ただし、法人株主については、受取配当として申告することを選択できる。

### 平成6年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例等に関する法律案

（閣法第3号）

#### 【要 旨】

本法律案は、平成7年度の一般会計補正予算（第2号）における、決算調整資金への繰戻し、今般の経済対策の関連経費等に必要な財源を確保するため、平成6年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理についての特例を講ずるとともに、平成7年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 剰余金処理の特例

歳入歳出の決算上の剩余金のうち2分の1を下らない金額は、公債又は借入金の償還財源に充てなければならないと定めている財政法第6条第1項の規定は、平成6年度の剩余金については適用しない。

#### 2 特例公債の発行等

##### (1) 特例公債の発行

政府は、財政法第4条第1項ただし書の規定等により発行する公債のほか、平成7年度の一般会計補正予算（第2号）により追加される歳出の財源に充てるため、当該補正予算をもって国会の議決を経た金額（2,110億

- 円) の範囲内で、特例公債を発行することができる。
- (2) (1)により発行することができるとされた特例公債の発行は、平成 8 年 6 月 30 日まで行うことができることとし、同年 4 月 1 日以後に発行される当該特例公債に係る収入は、平成 7 年度所属の歳入とする。
- (3) 政府は、(1)の特例公債の発行のため、国会の議決を経ようとするときは、その特例公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。
- (4) 政府は、(1)により発行した特例公債については、その速やかな減債に努めるものとする。

### 3 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。